

住民（患者）が求める
保健医療提供体制

- ・予防と早期発見の推進
- ・地域の医療機能が主要な疾病ごとに分かりやすく把握できること

医療機関に今後
求められる役割

- ・連携による切れ目のない保健・医療・介護の提供
- ・患者に提供できる医療機能の明確な説明

国が目指すべき
急性心筋梗塞保健医療提供体制

- ・死亡率を25%改善

C県における「急性心筋梗塞」に関する
保健医療提供体制の推進方策

1. 医療法に基づく制度的な支援（第5次医療法改正）

- ①急性心筋梗塞に係る診療ネットワークの核となる医療機関を日常医療圏ごとに指定する方策の検討
- ②医療計画による急性心筋梗塞の検診・診療・診療・介護ネットワーク（在宅医療を含む。）の明示
- ③都道府県が認定する医療法人（民間）を中心とした保健医療福祉の提供グループの構築

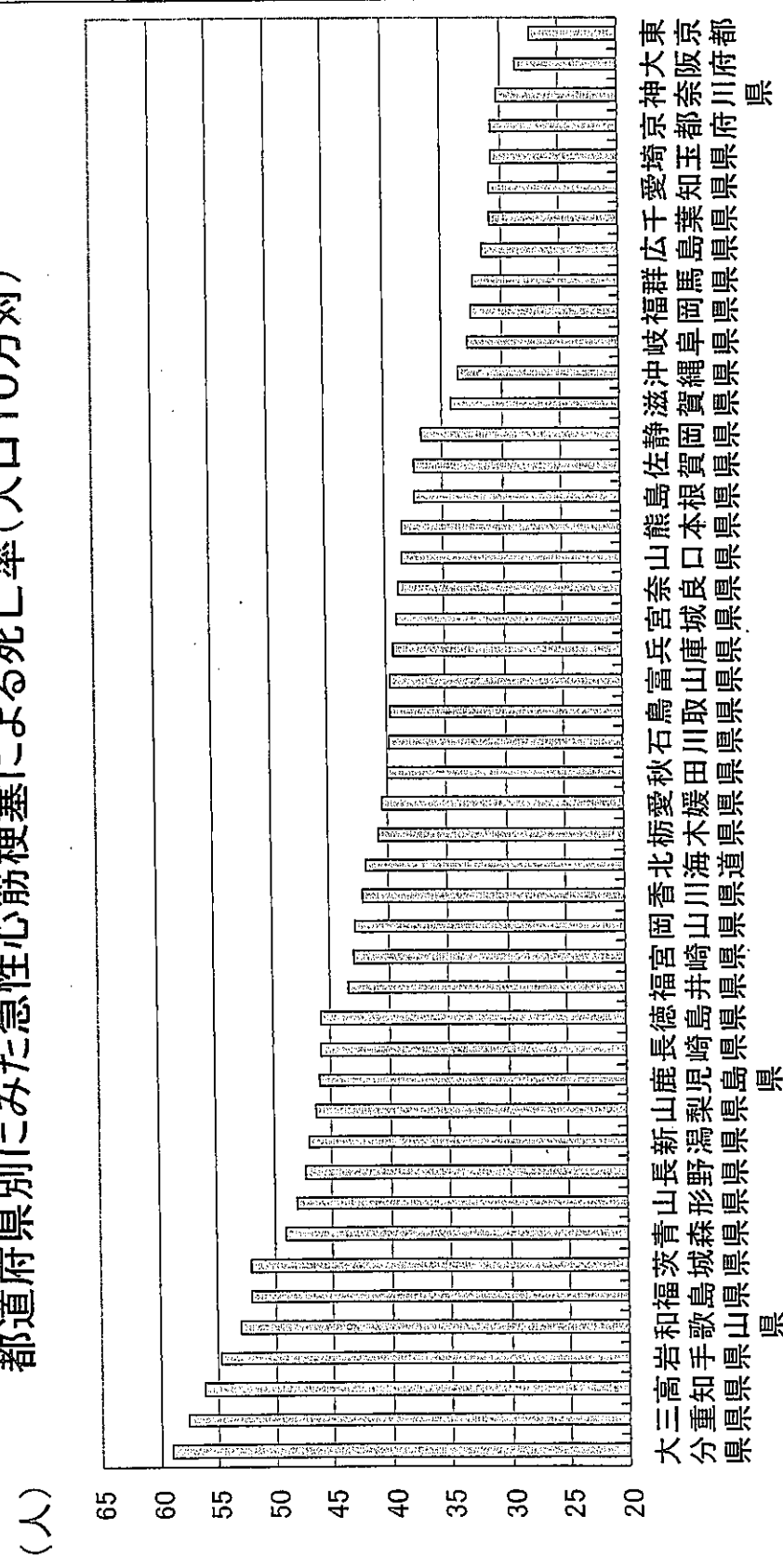
2. 交付金・補助金等による財政的な支援（平成18年度実施）

- ☆国が示す指標に基づいた質の高い保健医療提供体制の構築
- ☆指標に基づいた透明性の高い基準による各種支援（補助金・政策融資など）
- ☆政策評価による翌年度につながる行政施策の見直し

C県の
保健医療
提供体制
に係る
数値目標
「急性心筋梗塞」
（例）

- ①死亡率を
○○%改善
- ②救命率の
○○%向上

都道府県別にみた急性心筋梗塞による死亡率(人口10万対)



参考：平成15年人口動態調査

「糖尿病」に係る保健医療提供体制の実現に関する国と都道府県の役割 <イメージ>

【 都道府県が医療計画において定める数値目標（例） 】

- ・ 糖尿病の発生率を〇〇%改善
- ・ 合併症患者数の〇〇%改善

☆全国共通の指標をもって把握した都道府県の「糖尿病」保健医療提供体制の実態をベースに当該都道府県において設定した今後推進すべき数値目標

☆患者の治療経過に応じた全国共通の指標を国が提示。

【 国 の 役 割 】

“予 防”

- ・ 栄養指導の実施の有無
- ・ 運動指導の実施の有無

※「健康増進計画」「地域保健計画」とも関連した指標

“健診～治療”

- ・ 健診受診者数
- ・ 健診受診後の保健指導の充実
- ・ 健診受診後異常所見者の医療機関受診率

※「健康増進計画」「地域保健計画」とも関連した指標

“合併症予防～在宅療養”

- ・ 糖尿病有病者の治療継続率（治療中断患者の減少）
- ・ 糖尿病患者あたり（新規）透析導入患者数
- ・ 糖尿病患者あたり（新規）糖尿病性網膜症患者数

“医療提供体制”

- ・ 病診/病病連携計画策定の有無
- ・ 糖尿病専門医数（患者あたり）

「健康フロンティア戦略（10年計画）」に基づく「糖尿病」に係る国のビジョンの明示

【「糖尿病」に係る保健医療提供体制のビジョン】

- 合併症の予防によるQOLの向上
- 糖尿病の発生率を20%改善

住民（患者）が求める
保健医療提供体制

- ・予防と早期発見の推進
- ・地域の医療機能が主要な疾病ごとに分がりやすく把握できること

医療機関に今後
求められる役割

- ・連携による切れ目のない保健・医療・介護の提供
- ・患者に提供できる医療機能の明確な説明

国が目指すべき
糖尿病保健医療提供体制

- ・合併症の予防によるQOL向上
- ・糖尿病の発生率を20%改善

D県における「糖尿病」に関する
保健医療提供体制の推進方策

1. 医療法に基づく制度的な支援（第5次医療法改正）

- ①糖尿病患者に係る診療ネットワークの核となる医療機関を日常医療圏ごとに指定する方策の検討
- ②医療計画による糖尿病の検診・診療・介護ネットワーク（在宅医療を含む。）の明示
- ③都道府県が認定する医療法人（民間）を中心とした保健医療福祉の提供グループの構築

2. 交付金・補助金等による財政的な支援（平成18年度実施）

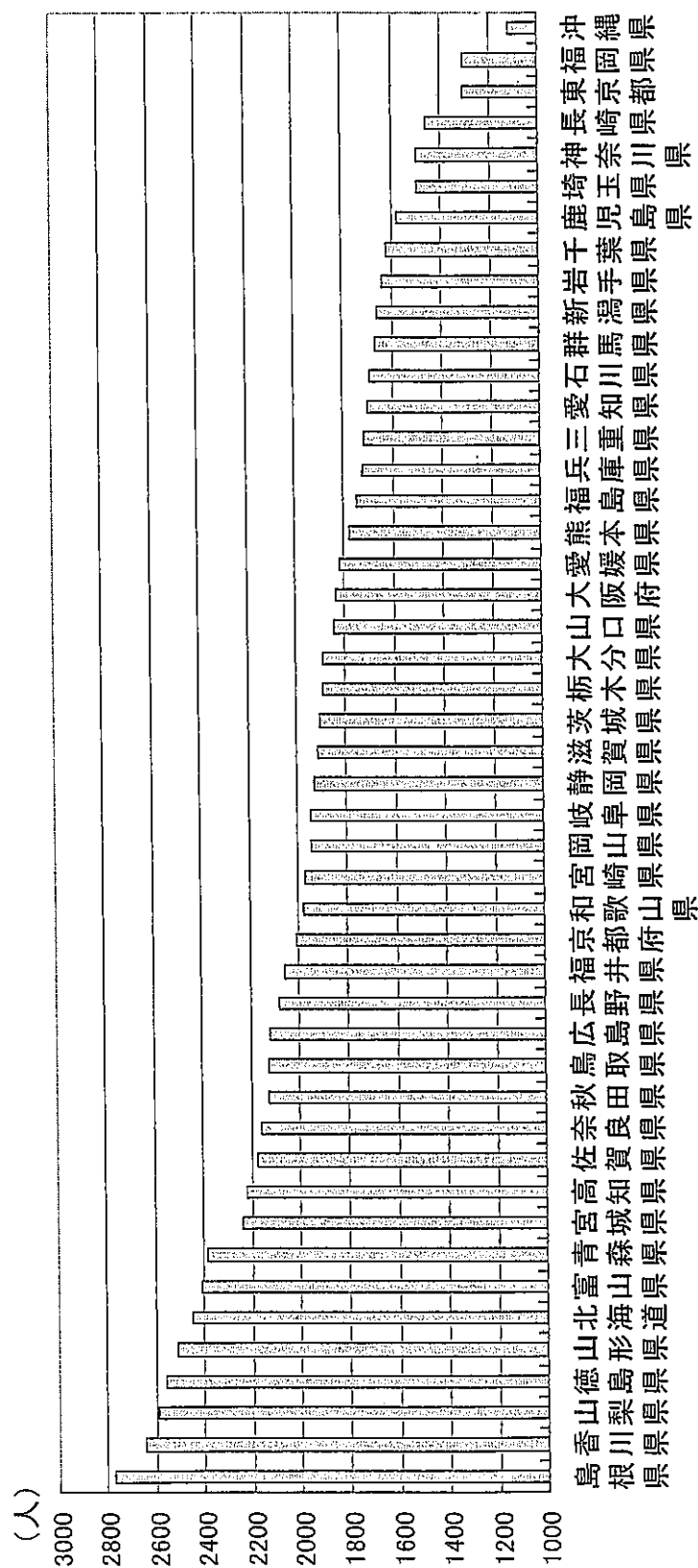
- ☆国が示す指標に基づいた質の高い保健医療提供体制の構築
- ☆指標に基づいた透明性の高い基準による各種支援（補助金・政策融資など）
- ☆政策評価による翌年度につながる行政施策の見直し

D県の
保健医療
提供体制
に係る
数値目標
「糖尿病」
（例）

①糖尿病の
発生率を
○○%改善

②合併症患
者数の
○○%改善

都道府県別にみた糖尿病の患者率(人口10万対)



参考：平成14年患者調査

「小児救急を含む小児医療」に係る保健医療提供体制の実現に関する国と都道府県の役割 <イメージ>

【 都道府県が医療計画において定める数値目標（例） 】

- ・ すべての日常医療圏内に二次小児救急医療の拠点を構築
- ・ 24時間いつでも初期救急医療を受診できる体制を構築

☆全国共通の指標でもって把握した都道府県の「小児救急を含む小児医療」保健医療提供体制の実態をベースに当該都道府県において設定した今後推進すべき数値目標

【 国 の 役 割 】

☆医療体制の状況に応じた全国共通の指標を国が提示。

“家族の理解”

- ・ 応急手当講習受講率
- ・ 夜間の受診割合
- ・ かかりつけ医をもっている率

“医療従事者の状況”

- ・ 深夜帯の1拠点病院当たり小児科医師数
- ・ 非小児科医の小児救急への研修参加状況と研修実績
- ・ 小児科診療可能医師数（小児人口あたり）

“救急患者の実績”

- ・ 小児救急外来患者数（小児人口あたり）
- ・ 小児救急外来からの入院患者割合
- ・ 1次救急医療機関からの転送率

“救急医療の環境”

- ・ 相談窓口の整備状況（子どもの発症時の対応）
- ・ 小児救急患者受入医療機関数（小児人口あたり）
- ・ 15歳以下の死亡率

「医療提供体制の改革のビジョン」に基づく「小児救急を含む小児医療」の明示

【「小児救急を含む小児医療」に係る保健医療提供体制のビジョン】

- 子どもがいつでも適切な医療を受けられるよう小児救急医療体制をすべての日常医療圏に構築
- すべての地域をカバーした切れ目のない小児救急医療の構築
- 小児医療施設の役割分担と連携を推進し、小児科医師の適正な配置を図ること